

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	母子保健関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本町は、母子保健関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

阿見町長

公表日

令和8年6月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健関係事務
②事務の概要	母子保健に関する事務 母子保健法の規定に基づき、妊婦・乳幼児健診情報等の管理、データ分析等の事務を行う。 ①保健指導の実施に関する事務 ②新生児の訪問指導に関する事務 ③健康診査の実施に関する事務 ④妊娠の届出に関する事務 ⑤母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥妊産婦の訪問指導の実施に関する事務 ⑦低体重児の届出に関する事務 ⑧未熟児の訪問指導の実施に関する事務 ⑨養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務 ⑩養育医療の費用の徴収に関する事務 ⑪こども家庭センター事業の実施に関する事務 子ども・子育て支援法の規定に基づき、妊婦のための支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務を行う。
③システムの名称	健康管理システム、共通宛名システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、妊婦のための支援給付金システム(出産・子育て応援(給付)システム)、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)
2. 特定個人情報ファイル名	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 第70項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府・総務省令第5号) 第40条 番号法第9条第1項 別表 第127項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府・総務省令第5号) 第68条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95、96、155の項 【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、48、71、80、95、112、125、155、161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部おやこ支援課
②所属長の役職名	おやこ支援課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目1番1号 029-888-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部おやこ支援課 茨城県稲敷郡阿見町大字阿見4671番地1 029-888-2943
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人為的なミスが発生しないよう対策を講じている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	個人番号が不要な業務については、個人番号を書類に記載してもらわないようにしている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月5日	4-② 法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第二 第70項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(内閣府・総務省令第7号) 第39条 【情報提供】 番号法第19条第8号 別表第二(第26, 56の2, 87項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(内閣府・総務省令第7号) 第19, 30, 44条	【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第二 第70項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(内閣府・総務省令第7号) 第39条 【情報提供】 番号法第19条第8号 別表第二(第26, 56の2, 87項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(内閣府・総務省令第7号) 第19, 30, 44条	事後	
令和5年8月10日	4-② 法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第二(第69の2, 70項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(内閣府・総務省令第7号) 第39条 【情報提供】 番号法第19条第8号 別表第二(第26, 56の2, 69の2, 87項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(内閣府・総務省令第7号) 第19, 30, 44条	【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第二(第69の2, 70項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(内閣府・総務省令第7号) 第39条 【情報提供】 番号法第19条第8号 別表第二(第26, 56の2, 69の2, 87項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(内閣府・総務省令第7号) 第19, 30, 44条	事後	
令和5年8月10日	2 特定個人情報ファイル名	妊婦台帳ファイル, 妊婦健診ファイル, 新生児訪問ファイル, 乳幼児台帳ファイル, 乳幼児健診ファイル, 宛名管理ファイル	妊婦台帳ファイル, 妊婦健診ファイル, 新生児訪問ファイル, 乳幼児台帳ファイル, 乳幼児健診ファイル, 宛名管理ファイル	事後	
令和6年12月27日	3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 第70項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府・総務省令第5号) 第40条	番号法第9条第1項 別表 第70項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府・総務省令第5号) 第40条	事後	
令和6年12月27日	4-② 法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号 【情報提供】 番号法第19条第8号	【情報照会】 番号法第19条第8号 【情報提供】 番号法第19条第8号	事後	
令和6年12月27日	1-② 事務の概要	母子保健に関する事務 母子保健法の規定に基づき、妊婦・乳幼児健診情報等の管理、データ分析等の事務を行う。 ①保健指導の実施に関する事務 ②新生児の訪問指導に関する事務 ③健康診査の実施に関する事務 ④妊娠の届出に関する事務 ⑤母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥妊産婦の訪問指導の実施に関する事務 ⑦低体重児の届出に関する事務 ⑧未熟児の訪問指導の実施に関する事務 ⑨養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務 ⑩養育医療の費用の徴収に関する事務 ⑪子ども家庭センター事業の実施に関する事務	母子保健に関する事務 母子保健法の規定に基づき、妊婦・乳幼児健診情報等の管理、データ分析等の事務を行う。 ①保健指導の実施に関する事務 ②新生児の訪問指導に関する事務 ③健康診査の実施に関する事務 ④妊娠の届出に関する事務 ⑤母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥妊産婦の訪問指導の実施に関する事務 ⑦低体重児の届出に関する事務 ⑧未熟児の訪問指導の実施に関する事務 ⑨養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務 ⑩養育医療の費用の徴収に関する事務 ⑪子ども家庭センター事業の実施に関する事務	事後	
令和6年12月27日	1-③ システムの名称	健康管理システム、共通宛名システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、出産・子育て応援(給付)システム	健康管理システム、共通宛名システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、出産・子育て応援(給付)システム	事後	
令和7年4月1日	1-② 事務の概要	母子保健に関する事務 母子保健法の規定に基づき、妊婦・乳幼児健診情報等の管理、データ分析等の事務を行う。 ①保健指導の実施に関する事務 ②新生児の訪問指導に関する事務 ③健康診査の実施に関する事務 ④妊娠の届出に関する事務 ⑤母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥妊産婦の訪問指導の実施に関する事務 ⑦低体重児の届出に関する事務 ⑧未熟児の訪問指導の実施に関する事務 ⑨養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務 ⑩養育医療の費用の徴収に関する事務 ⑪子ども家庭センター事業の実施に関する事務	母子保健に関する事務 母子保健法の規定に基づき、妊婦・乳幼児健診情報等の管理、データ分析等の事務を行う。 ①保健指導の実施に関する事務 ②新生児の訪問指導に関する事務 ③健康診査の実施に関する事務 ④妊娠の届出に関する事務 ⑤母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥妊産婦の訪問指導の実施に関する事務 ⑦低体重児の届出に関する事務 ⑧未熟児の訪問指導の実施に関する事務 ⑨養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務 ⑩養育医療の費用の徴収に関する事務 ⑪子ども家庭センター事業の実施に関する事務 子ども・子育て支援法の規定に基づき、妊婦給付認定の事務を行う。 ①妊婦給付認定の申請、審査、応答に関する事務 ②妊婦給付認定の取消しに関する事務 ③妊婦支援給付金の支給に関する事務	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	1-③ システムの名称	健康管理システム, 共通宛名システム, 中間サーバー, 団体内統合宛名システム, 妊婦のための支援給付金システム(出産・子育て応援(給付)システム)	健康管理システム, 共通宛名システム, 中間サーバー, 団体内統合宛名システム, 妊婦のための支援給付金システム(出産・子育て応援(給付)システム)	事後	
令和7年4月1日	3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 第70項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府・総務省令第5号) 第40条 番号法第9条第1項 別表 第127項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府・総務省令第5号) 第68条	番号法第9条第1項 別表 第70項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府・総務省令第5号) 第40条 番号法第9条第1項 別表 第127項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府・総務省令第5号) 第68条	事後	
令和7年4月1日	5-① 部署	保健福祉部おやこ支援課	保健福祉部おやこ支援課	事後	
令和7年4月1日	5-② 所属長の役職名	おやこ支援課長	おやこ支援課長	事後	
令和7年4月1日	8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	保健福祉部おやこ支援課 茨城県稲敷郡阿見町大字阿見4671番地1 029-888-2943	保健福祉部おやこ支援課 茨城県稲敷郡阿見町大字阿見4671番地1 029-888-2943	事後	
令和8年6月15日	1-② 事務の概要	母子保健に関する事務 母子保健法の規定に基づき、妊婦・乳幼児健診情報等の管理、データ分析等の事務を行う。 ①保健指導の実施に関する事務 ②新生児の訪問指導に関する事務 ③健康診査の実施に関する事務 ④妊娠の届出に関する事務 ⑤母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥妊産婦の訪問指導の実施に関する事務 ⑦低体重児の届出に関する事務 ⑧未熟児の訪問指導の実施に関する事務 ⑨養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務 ⑩養育医療の費用の徴収に関する事務 ⑪子ども家庭センター事業の実施に関する事務 子ども・子育て支援法の規定に基づき、妊婦給付認定の事務を行う。 ①妊婦給付認定の申請、審査、応答に関する事務 ②妊婦給付認定の取消しに関する事務 ③妊婦支援給付金の支給に関する事務	母子保健に関する事務 母子保健法の規定に基づき、妊婦・乳幼児健診情報等の管理、データ分析等の事務を行う。 ①保健指導の実施に関する事務 ②新生児の訪問指導に関する事務 ③健康診査の実施に関する事務 ④妊娠の届出に関する事務 ⑤母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥妊産婦の訪問指導の実施に関する事務 ⑦低体重児の届出に関する事務 ⑧未熟児の訪問指導の実施に関する事務 ⑨養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務 ⑩養育医療の費用の徴収に関する事務 ⑪こども家庭センター事業の実施に関する事務 子ども・子育て支援法の規定に基づき、妊婦のための支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務を行う。	事後	
令和8年6月15日	1-③ システムの名称	健康管理システム, 共通宛名システム, 中間サーバー, 団体内統合宛名システム, 妊婦のための支援給付金システム(出産・子育て応援(給付)システム)	健康管理システム, 共通宛名システム, 中間サーバー, 団体内統合宛名システム, 妊婦のための支援給付金システム(出産・子育て応援(給付)システム), サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)	事後	
令和8年6月15日	4-② 法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号 【情報提供】 番号法第19条第8号	【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95、96、155の項 【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、48、71、80、95、112、125、155、161の項	事後	